

離婚問題サポート料金 一覧

相談料：5,500円/30分 消費税込
以後、15分毎に2,750円加算。

※ すべての金額は税込みの金額です。
※ 全ての料金には実費が別途かかります。
※ 着手金・報酬金額は、事件の内容、難易により増減を協議することがあります。

不明な点、心配な点は遠慮なくご質問ください。



令和6年1月6日 改訂

離婚問題に関する弁護士報酬

プラン	サポートの内容	サポート料金	備考
① 離婚顧問	3ヶ月間の面談・電話・FAX・メールによる継続相談 ※このプランでは書面の作成は致しません。	99,000円/3ヶ月 3ヶ月を超えて相談を継続する場合は、33,000円(税込)/1ヶ月を加算します。	※面談・電話・メールなどのご相談(最大10時間) ※ご相談内容は、法律問題に限ります。 ※ご相談のお申し出がなく期間満了した場合、再度サポートを受けるためには新規のご契約が必要となります。 ※別のプランに移行する場合は、新たに費用が発生します。
② 離婚協議書作成	(1) 弁護士が離婚協議の内容(離婚条件など)をチェック (2) 弁護士または行政書士が協議の内容に沿って、離婚協議書を作成 (3) 面談・電話・FAX・メールによる継続相談 ※このプランは争いのない案件に限るため、相手方との交渉は含みません。	165,000円	※離婚協議書を公正証書にする場合は22,000円を加算します。 ※公正証書作成には別途公証人の手数料がかかります。 ※別のプランに移行する場合は、新たに費用が発生します。 ④への移行の場合 165,000円加算
③ 協議離婚サポート(離婚交渉)	(1) あなたに代わって、弁護士が相手方と交渉し、話し合いの窓口になります。 (2) 合意した内容を離婚協議書にまとめます。 (3) 面談・電話・FAX・メールによる継続相談も含まれます。	【基本報酬等】 (着手金/受任時) 220,000円 (報酬金/終了時) 220,000円 + 経済的利益に応じた加算 ※経済的利益がある場合には民事事件一般に準じて経済的利益に応じた加算をします。	※7時間又は交渉3回までとします。 超過分は、1回毎に22,000円の追加料金が発生します。 ※受任から3ヶ月以内に合意できない場合は協議の上、調停(④調停離婚サポート)に移行します。この場合、追加着手金(110,000円)が発生します。
報酬の増減について	右の事情がある場合には、基本報酬等を増減いたします。	(報酬等増減事由) ① 主たる生計維持者の場合 ② 有責配偶者の場合 ③ 親権に特別な争いがある場合 ④ 面会交流に特別な争いがある場合 ⑤ 法律事務以外の特別な事実行為の代理をする場合等 ⑥ 特に困難な事情がある場合 ⑦ 上記事由が複合的にある場合。	(増減額) ① 110,000円を増額します。 ② 110,000円を増額します。 ③ 110,000円を増額します。 ④ 110,000円を増額します。 ⑤ タイムチャージによる加算をします。22,000円/時間 ⑥ 協議の上、増額を決定します。 ⑦ 協議の上、減額を決定します。
④ 調停離婚サポート	弁護士による相手方との交渉、連絡の代理 調停の代理、付き添い 面談・電話・FAX・メールによる継続相談	(着手金) 275,000円 (基本報酬金) 275,000円 + 経済的利益に応じた加算 ※経済的利益がある場合には民事事件一般に準じて経済的利益に応じた加算をします。	※調停の代理、付き添いは5回までの費用を含みます。 ※調停の回数が5回を超えた場合、1回毎に33,000円を加算します。 ※訴訟(⑤裁判離婚サポート)に移行する場合、追加着手金として(11万円税込)を加算します。
報酬の増減について	右の事情がある場合には、基本報酬等を増減いたします。	(報酬等増減事由) ① 主たる生計維持者の場合 ② 有責配偶者の場合 ③ 親権に特別な争いがある場合 ④ 面会交流に特別な争いがある場合 ⑤ 法律事務以外の特別な事実行為の代理をする場合等 ⑥ 特に困難な事情がある場合 ⑦ 上記事由が複合的にある場合。	(増減額) ① 110,000円を増額します。 ② 110,000円を増額します。 ③ 110,000円を増額します。 ④ 110,000円を増額します。 ⑤ タイムチャージによる加算をします。22,000円/時間 ⑥ 協議の上、増額を決定します。 ⑦ 協議の上、減額を決定します。
⑤ 裁判離婚サポート	弁護士による相手方との交渉、連絡の代理 弁護士による訴訟手続 面談・電話・FAX・メールによる継続相談	(着手金) 275,000円 (基本報酬金) 275,000円 + 経済的利益に応じた加算 ※経済的利益がある場合には民事事件一般に準じて経済的利益に応じた加算をします。	※裁判による出廷は5回までの費用を含みます。 ※出廷の回数が5回を超えた場合、1回毎に33,000円を加算します。
報酬の増減について	右の事情がある場合には、基本報酬等を増減いたします。	(報酬等増減事由) ① 主たる生計維持者の場合 ② 有責配偶者の場合 ③ 親権に特別な争いがある場合 ④ 面会交流に特別な争いがある場合 ⑤ 法律事務以外の特別な事実行為の代理をする場合等 ⑥ 特に困難な事情がある場合 ⑦ 上記事由が複合的にある場合。	(増減額) ① 110,000円を増額します。 ② 110,000円を増額します。 ③ 110,000円を増額します。 ④ 110,000円を増額します。 ⑤ タイムチャージによる加算をします。22,000円/時間 ⑥ 協議の上、増額を決定します。 ⑦ 協議の上、減額を決定します。
⑥ 強制執行手続	相手方が離婚の際の取り決めを守らなかったときに、強制執行手続を行います。 相手方の財産(不動産、預貯金、給料など)を差し押さえ、慰謝料や養育費などを回収します。	110,000円より ※差押の件数及び対象によって異なります。	※別途、実費がかかります。

⑥ 強制執行手続	相手方が離婚の際の取り決めを守らなかったときに、強制執行手続を行います。相手方の財産（不動産、預貯金、給料など）を差し押さえ、慰謝料や養育費などを回収します。	110,000円より ※差押の件数及び対象によって異なります。	※別途、実費がかかります。
----------	---	------------------------------------	---------------

※**経済的利益**とは、**事件処理の結果あなたが獲得するまたは支払を免れる金銭**のことです。

経済的利益についての報酬額の目安 <small>※具体的事案において不具合が生じる場合は別途協議することがあります。</small>				
		獲得した場合	減額した（免れた）場合	備考
(1)	婚姻費用	獲得した金額の11%（税込）	減額した金額の16.5%（税込）	
(2)	養育費	獲得した金額の5.5%（税込）	減額した金額の11%（税込）	①（獲得した場合） 受給期間の3年分を基準とします。 （但し、受給期間が3年以下の場合は実際受給の受給期間を対象とします。） ②（減額した場合） 支払期間6年分を基準とします。 （但し、支払期間が6年以下の場合は実際の支払期間を対象とします。）
(3)	財産分与・慰謝料	（獲得したまたは獲得する金額を基準として） ①3000万円までの部分 11%（税込） ②1億円までの部分 5.5% ③2億円までの部分 4.4% ④3億円までの部分 3.3% ⑤3億円以上の部分 別途協議で決定	（減額できたまたは減額できる金額を基準として） ①3000万円までの部分 11%（税込） ②1億円までの部分 5.5% ③2億円までの部分 4.4% ④3億円までの部分 3.3% ⑤3億円以上の部分 別途協議で決定	
(4)	年金分割	報酬はいただきません。	報酬はいただきません。	

不貞慰謝料問題に関する弁護士報酬

プラン	サポートの内容	サポート料金（税込）	備考
① 交渉	(1) あなたに代わって、弁護士が相手方と交渉し、話し合いの窓口になります。 (2) 合意した内容を示談書にまとめます。 (3) 面談・電話・FAX・メールによる継続相談も含まれます。	【請求する側】 (着手金) 110,000円 (報酬金) 経済的利益の17.6% ※但し、報酬金の下限は110,000円とします。 【請求される側】 (着手金) 165,000円 (報酬金) 経済的利益（減額できた額）の22% ※但し、報酬金の下限は165,000円とします。	※5時間又は交渉3回までとします。 超過分は、1回毎に22,000円の追加料金が発生します。 ※示談書を公正証書にする場合は、55,000円の追加料金が発生します。 ※受任から3ヶ月以内に合意できない場合は協議の上、②（調停）に移行します。この場合、追加着手金（55,000円）が発生します。
② 調停・訴訟	(1) あなたに代わって、弁護士が相手方と交渉し、話し合いの窓口になります。 (2) 弁護士による調停・訴訟の代理、付き添い (3) 面談・電話・FAX・メールによる継続相談も含まれます。	【請求する側】 (着手金) 275,000円 (報酬金) 経済的利益の17.6% ※但し、報酬金の下限は275,000円とします。 【請求される側】 (着手金) 330,000円 (報酬金) 経済的利益（減額できた額）の22% ※但し、報酬金の下限は330,000円とします。	出廷の回数が5回を超える場合は、1回毎に33,000円の追加料金が発生します。